

令和4年9月20日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和4年第9回）議事録

1. 開催日時 令和4年9月20日（火曜日）午前10時30分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター 「学習ホール」

3. 出席委員（20名）

1番 齋藤 誠	12番 佐々木 純一
2番 畑山 留美子	13番 佐々木 知榮
3番 佐藤 喜勝	14番 加藤 三敏
4番 岡部 五一郎	16番 富樫 公一
5番 佐々木 亨	17番 伊藤 直子
6番 小野 晃一	18番 菅原文 克
7番 大瀧 浪雄	19番 佐藤 秀孝
8番 小松 健	21番 庄司 和夫
9番 小松 幸夫	22番 伊藤 剛
10番 佐藤 順	24番 佐藤 系悦

4. 欠席委員（3名）

11番 佐藤 崇  
20番 佐藤 源樹  
23番 吉尾 麻美

5. 議事日程第1号 令和4年9月20日 午前10時30分 開会

第1. 議事録署名委員指名

第2. 会議書記任命

第3. 会期決定

第4. 議案第65号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件

第5. 議案第66号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第6. 議案第67号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転許可取り消しの件

第7. 議案第68号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第8. 議案第69号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件

第9. 議案第70号 農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件

第10. 議案第71号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件

第11. 議案第72号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件

第12. 議案第73号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

第13. 議案第74号 由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について

6. 本日の会議に付した事件  
議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	佐藤英樹	次長	小松幸月
農政班長	小松貢治	農地班長	二見真之
主査	佐々木崇嗣	主査	齋藤身子
主査(矢島庶務班)	石垣あゆみ	主任(岩城庶務班)	佐賀歩
主事(由利庶務班)	阿部健大	主任(大内庶務班)	松永希
主事(東由利庶務班)	遠藤龍介	主査(西目庶務班)	佐藤慎
主事(鳥海庶務班)	木内駿佑		

8. 出席したその他の職員

主査(産業振興部農業振興課) 朝岡 洋

9. 総会議長

佐藤系悦

10. 議事録署名委員

18番 菅原文克

19番 佐藤秀孝

11. 会議の概要

○議長

これより令和4年9月1日公示招集されました、令和4年第9回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数23名中20名であります。

11番佐藤崇委員、20番佐藤源樹委員、23番吉尾麻美委員より欠席の届け出があります。

出席委員は、定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の提出案件は、議案第65号から議案第74号までの計10件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、18番菅原文克委員、19番佐藤秀孝委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

○議長

日程第 4、議案第 6 5 号「農地法第 3 条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とします。  
事務局より説明を求めます

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第 6 5 号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第 6 5 号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 5 号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第 5、議案第 6 6 号「農地法第 3 条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第 6 6 号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りします。議案第 6 6 号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 6 号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第 6、議案第 6 7 号「農地法第 3 条の規定に基づく所有権移転許可取り消しの件」を議題とし、事務局より説明を求めます

○事務局

議案書 3 ページをご覧ください。取扱い 1 件です。

申請内容については記載のとおりです。

本案件については、令和4年7月総会において所有権移転の許可決定されたものですが、その後、申請人より、両者で再協議した結果、移転を取りやめることとしたので、許可を取り消してほしいとのことで、許可取消願の提出があったものです。

なお、申請地については、7月総会で許可を受けてから登記の移転までは至っておらず、許可指令書も返礼されております。

以上です。

○議長

議案第67号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りします。議案第67号は、申請のとおり許可を取り消すことに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、申請を取り消すことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第7、議案第68号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第68号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第68号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第69号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第69号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第69号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第70号「農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できること、追認案件となるが悪質とは認められないことから申請を受理した。

また、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要があることから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第70号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、18番菅原文克委員。

○18番・菅原文克委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第70号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第70号は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第70号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第71号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる。

また、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要があることから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第71号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、18番菅原文克委員。

○18番・菅原文克委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第71号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第71号は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。お諮りいたします。議案第71号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第72号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、1番と2番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第72号1番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

議案第72号2番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

また、72号1番、2番については、秋田県農業会議の意見聴取する必要があることから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第72号1番と2番の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。  
調査員、18番菅原文克委員。

○18番・菅原文克委員

(議案第72号1番と2番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。  
次に、3番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第72号3番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。本案件については、秋田県農業会議の意見聴取の対象となり、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可をする旨を説明する。)

○議長

議案第72号3番の説明が終わりました。  
これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。  
調査員、1番齋藤誠委員。

○1番・齋藤誠委員

(議案第72号3番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。  
ただいまの議案第72号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第72号1番と2番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であり、議案第72号3番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

はじめに議案第72号1番と2番につきましてお諮りいたします。

議案第72号1番と2番は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号1番と2番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

次に、議案72号3番につきまして、お諮りいたします。

議案第72号3番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。



よって、議案72号3番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第73号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案書に基づき朗読し、申請地は20年以上耕作しておらず、雑木が繁茂し、原野化している状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。）

○議長

議案第73号1番の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、3番佐藤喜勝委員。

○3番・佐藤喜勝委員

（確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況から、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

次に、2番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案書に基づき朗読し、申請地は30年以上耕作しておらず、原野の状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。）

○議長

議案第73号2番の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、9番小松幸夫委員。

○9番・小松幸夫委員

（確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況から、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断でき、また、申請地の周囲に耕地は存在せず、営農への支障もないものと確認したため、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第73号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第73号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【市農業振興課担当者着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第13、議案第74号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」を議題とし、最初に変更案の概要につきまして、別冊の添付資料に基づき、市農業振興課担当者の説明を求めます。

○市農業振興課

(由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、申請地、面積、変更事由、除外申請であることを説明する。)

○議長

次に、個別の変更内容につきまして、担当者の説明を求めます。はじめに、対函番号「本1」につきまして、担当者の説明を求めます。

○市農業振興課

(対函番号「本1」について、由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、申請地、地目、面積、変更事由、変更理由等を説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外の必要性、代替性の有無について、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。

また、農作業の効率化及びその他の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないこと、汚水、生活雑排水、用地造成、資材の積み上げなど申請地の周辺状況により、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと認められることから、申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

○議長

次に、対函番号「由1」と「由2」につきまして、担当者の説明を求めます。

○事務局

(対函番号「由1」について、由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、申請地、地目、面積、変更事由、変更理由等を説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外の必要性、代替性の有無について、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。

また、農作業の効率化及びその他の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないこと、汚水、生活雑排水、用地造成、資材の積み上げなど申請地の周辺状況により、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと認められることから、申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

(対図番号「由2」について、由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、申請地、地目、面積、変更事由、変更理由等を説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外の必要性、代替性の有無について、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。

また、農作業の効率化及びその他の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないこと、汚水、生活雑排水、用地造成、資材の積み上げなど申請地の周辺状況により、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと認められることから、申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

○議長

次に、対図番号「東1」につきまして、担当者の説明を求めます。

○事務局

(対図番号「東1」について、由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、申請地、地目、面積、変更事由、変更理由等を説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外の必要性、代替性の有無について、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。

また、農作業の効率化及びその他の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないこと、汚水、生活雑排水、用地造成、資材の積み上げなど申請地の周辺状況により、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと認められることから、申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

○議長

次に、対図番号「鳥1」につきまして、担当者の説明を求めます。

○事務局

(対図番号「鳥1」について、由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、申請地、地目、面積、変更事由、変更理由等を説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外の必要性、代替性の有無について、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。

また、農作業の効率化及びその他の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないこと、汚水、生活雑排水、用地造成、資材の積み上げなど申請地の周辺状況により、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと認められることから、申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

○議長

対図番号「本1」から「鳥1」までの説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします。

最初に、対図番号「本1」のご報告をお願いします。

調査員、18番菅原文克委員。

○18番・菅原文克委員

(対図番号「本1」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況については、他の農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、対図番号「由1」と「由2」のご報告をお願いします。

調査員、10番佐藤順委員。

○10番・佐藤順委員

(対図番号「由1」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況については、他の農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないことを確認してきた旨報告する。)

(対図番号「由2」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況については、他の農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、対図番号「東1」のご報告をお願いします。

調査員、6番小野晃一委員。

○6番・小野晃一委員

(対図番号「東1」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況については、他の農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、対図番号「鳥1」のご報告をお願いします。

調査員、19番佐藤秀孝委員。

○19番・佐藤秀孝委員

(対図番号「鳥1」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況については、他の農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

続いて事務局より農地法に基づく説明を求めます

○事務局

(農振農用地除外の案件は、農地転用の申請を前提としていることから、農地法の規定による農地区分の立地基準について、次の通り説明した。)

対図番号「本1」は、第1種農地と判断されるが、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外である、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると見込まれる。

対図番号「由1」は、第2種農地と判断されるが、農地法施行規則第33条第4号の第1種農地の不許可の例外である、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると見込まれる。

対図番号「由2」は、第2種農地と判断されるが、農地法施行規則第33条第4号の第1種農地の不許可の例外である、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると見込まれる。

対図番号「東1」は、第1種農地と判断されるが、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外である、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると見込まれる。

対図番号「鳥1」は、第1種農地と判断されるが、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外である、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると見込まれる。

以上から、除外申請のあった5件は、今後、農地転用申請がされた場合、立地基準上は許可相当と見込まれ、由利本荘農業振興地域整備計画の変更案は、妥当と考えることを説明した。）

#### ○議長

ただいまの議案第74号の事務局説明および現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩いたします

【市農業振興課担当者退席】

#### ○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午前11時50分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長            佐 藤   系 悦

議事録署名委員        菅 原   文 克

議事録署名委員        佐 藤   秀 孝